

コーポレート・ガバナンス

▶ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

日本企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すなか、企業統治(コーポレート・ガバナンス)及びリスク管理の強化は重要な経営課題であると認識しております。

とりわけ、金融機関においては内部監査態勢、経営層を含めた全役職員の法令等の遵守態勢(コンプライアンス)と、金融機関の抱える各種リスクの管理態勢を整備・強化することが重要であり、その向上に努めております。

また、経営戦略を確実に遂行するためにも、経営の根幹であるコーポレート・ガバナンスが有効に機能した強い経営力が不可欠となります。このため、平成21年4月にスタートした第4次経営戦略計画においては、「企業力の強化」を重要課題として掲げ、内部管理態勢の充実を図ることで、すべてのステークホルダーに対する当行の企業価値を高めていきたいと考えております。

▶ 内部統制システムの整備に関する基本方針(平成23年6月30日現在)

当行は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務執行に係る情報の保存期間その他の取扱いについては、「文書取扱規則」によるものとし、適正な保存年限及び管理を各別に定めております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行の管理すべき対象のリスクは、「信用リスク」「市場関連リスク」「流動性リスク」「オペレーショナルリスク(事務リスク、システムリスク、情報資産リスク、有形資産リスク、人的リスク、レピュテーションリスク、法務リスク)」のほか、銀行の業務に関わるすべてのリスクとし、リスク管理の基本的な考え方を「リスク管理方針」に定めております。なお、リスクの測定・評価・管理・報告体制・監査・問題点の是正等については、「リスク管理規程」に定め、対象のリスクを適切に管理・監視しております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は取締役及び使用人の職務執行の効率性を確保するため、行務執行並びに服務については、鹿児島銀行内規及び下記諸規程等により行っております。

- ・当行の取締役会については、「定款」並びに「取締役会規程」による。
- ・当行の常務会については、「常務会規程」による。
- ・当行の職制、指揮命令系統、職務分掌については、「職制規程」及び通達による。
- ・当行の職務権限については、「職務権限規程」「企業審査・案件審査決裁権限規程」「営業店長権限貸出規程」「マス審査層営業店長権限貸出規程」「対外貸出稟議決裁権限規程」「外国為替関係営業店長権限規程」及び通達による。
- ・当行の執務については、規程等管理規程の別表「規程体系表」に掲げる規程等及び通達による。
- ・当行の使用人の服務については、規程等管理規程の別表「規程体系表」に掲げる規程等及び通達による。
- ・鹿児島銀行内規及び諸通達に明文のない事項については、所定の手続きにより決裁を得て行う。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行は、本部各部と営業店に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンスの徹底状況を日常的にモニタリングする等、違法行為やトラブル等に対する予防体制の強化に努めております。さらに内部監査部門等による定期的な検査を実施しております。また、コンプライアンス・経営法務の統括部署として経営監理部内に「経営法務室」を設置し、コンプライアンスに関する諸施策の企画、本部各部・営業店からの報告・相談等に対する指導を行っております。

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを「鹿児島銀行行動憲章」に定め、反社会的勢力による被害を防止するため、下記の取組みを行っております。

- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、組織として対応し、対応する使用人の安全を確保する。
- ・警察、弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携関係を構築する。
- ・反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ・事案を隠ぺいするための裏取引及び反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。

5. 当行並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、当行及びグループ会社で、「グループ会社運営規程」「貸金業を営むグループ会社貸出管理規則」を定め、グループ会

社との関係を強化するとともに、グループ会社において適正な経営が行われるよう、その業務状況の把握に努めております。また、一定の事項については親会社である当行の承認を求め、または報告することを義務づけております。

当行は、グループ会社のリスク管理態勢を「グループ会社リスク管理規程」に明文化し、グループ会社のリスクを適切に管理・監視しております。グループ会社は「グループ会社運営規程」「貸金業を営むグループ会社貸出管理規則」「グループ会社リスク管理規程」並びに各社が制定する諸規程・マニュアルの他、当行の経営監理部及びリスク管理担当部の指示・指導に従い、業務上のリスク管理を行っております。

当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性、信頼性を確保するための内部統制の態勢を整備しております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当行は監査役の職務を補佐する専任の監査役スタッフを監査役及び監査役会の事務局に配置しております。また、監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査役スタッフは、取締役の指示・命令には属さないものとし、その人事異動・評価等を行う場合は、あらかじめ監査役に意見を求め、これを尊重することとしております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

会社法第357条に基づき、取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、直ちに、当該事実を監査役会に報告しなければならないとしております。

また、取締役及び使用人が、不正行為・行内規程違反等を発見し、監査役へ通報等を行う必要がある場合は、直接連絡ができることを「コンプライアンスホットライン制度に関する規程」に定めております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行は、監査役が「鹿児島銀行監査役監査基準」に基づき実施する「取締役会その他重要な会議への出席」「取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証」「銀行の業務及び財産の状況に関する調査」「取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明」「取締役の行為の差止め」「外部専門家への意見の聴取」等の行為を適時に講じることができる環境を整備しております。

また、当行の内部監査部門等は、監査役の監査が効率的に実施できるよう、監査役と緊密な関係を保ち、監査役から求めがある場合は、その職務を補佐する体制としております。また、監査役から調査を求められた場合は、必要な調査を適時に実施することとしております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

(平成23年6月30日現在)

